

有田市障害支援区分認定調査の委託に関する要綱を次のように定める。

令和 8 年 9 月 30 日

有田市長 玉 木 久 登

有田市訓令第53号

有田市障害支援区分認定調査の委託に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第20条第2項（法第24条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく障害支援区分の認定等に係る調査（以下「認定調査」という。）の業務の委託に関し、必要な事項を定めるものとする。

(認定調査の対象者)

第2条 認定調査の対象者（以下「調査対象者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 法第20条第1項の規定による支給決定に係る申請を行った障害者又は障害児の保護者
- (2) 法第24条第1項の規定による支給決定の変更の申請を行った支給決定障害者等

(認定調査員の要件)

第3条 認定調査を行う者（以下「認定調査員」という。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「規則」という。）第10条に規定する研修を修了した者でなければならない。

(認定調査の委託)

第4条 市長は、認定調査を適正かつ円滑に実施するため必要があると認めるときは、中立かつ公正な立場で認定調査を行うことができると認める次の各号のいずれかに該当する者に、認定調査を委託することができる。

- (1) 法第34条第1項に規定する指定障害者支援施設等。ただし、法第21条第1項の規定により障害支援区分の認定を受けている支給決定障害者等が、引き続き当該指定障害者支援施設等を利用する場合に必要となる障害支援区分の認定に係る調査に限る。
- (2) 法第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者又は法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者のうち、市から委託を受けて法第77条第1項第3号に規定する事業を行う者
- (3) 介護保険法（平成9年法律第123号）第24条の2第1項に規定する指定市町村事務受託法人

2 市長は、前項の規定により認定調査を委託するときは、当該委託を受ける者（以下「受

託事業者」という。)との間で、認定調査業務に係る委託契約を締結するものとする。

- 3 受託事業者は、認定調査に従事する認定調査員の氏名その他市長が必要と認める事項を記載した名簿を、あらかじめ市長に提出しなければならない。認定調査員に変更があったときも、同様とする。

(委託業務の内容)

第5条 受託事業者が行う業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 調査対象者又はその家族その他の関係者との認定調査の日程調整に関すること。
- (2) 調査対象者に対する認定調査の実施に関すること。
- (3) 概況調査票、認定調査票その他認定調査に必要な書類の作成及び提出に関すること。
- (4) 提出した認定調査の内容について市から照会があった場合の確認、補足その他必要な対応に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、認定調査の実施に関し市長が必要と認める業務

(認定調査の実施)

第6条 市長は、受託事業者に認定調査を委託するときは、調査対象者その他認定調査の実施に必要な事項を受託事業者に通知するものとする。

- 2 受託事業者及び認定調査員は、法令、国が定める障害支援区分認定調査員マニュアルその他認定調査に関する基準及び市長の指示に従い、認定調査を実施しなければならない。
- 3 認定調査員は、調査対象者の心身の状況、その置かれている環境その他必要な事項について、客観的かつ適正に調査しなければならない。

(調査結果の提出)

第7条 受託事業者は、認定調査を実施したときは、国が定める概況調査票及び認定調査票その他市長が必要と認める書類を作成し、市長が指定する期日までに提出しなければならない。

- 2 受託事業者は、やむを得ない事情により前項の期日までに調査結果を提出することができないときは、速やかにその旨及び理由を市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(委託料)

第8条 認定調査に係る委託料は、認定調査1件につき市長が別に定める額とする。

(委託料の請求)

第9条 受託事業者は、認定調査を実施したときは、市長が定める方法により、その実績を報告するとともに、委託料を請求するものとする。

(認定調査員証)

第10条 市長は、受託事業者の認定調査員に対し、障害支援区分認定調査員証(別記様式。以下「調査員証」という。)を交付するものとする。

- 2 調査員証の有効期間は、交付の日から当該認定調査員が所属する受託事業者との委託契約期間が終了する日までとする。
- 3 認定調査員は、認定調査を実施するときは、常に調査員証を携行し、調査対象者その他の関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 4 認定調査員は、調査員証を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

- 5 受託事業者は、認定調査員が退職その他の理由により認定調査に従事しなくなったとき又は調査員証の記載事項に変更があったときは、速やかに市長に届け出るとともに、当該調査員証を返還しなければならない。

(遵守事項)

第11条 受託事業者及び認定調査員は、認定調査の実施に当たっては、法令を遵守し、中立かつ公正な立場で、客観的かつ適正に業務を遂行しなければならない。

- 2 認定調査員は、調査対象者の人格を尊重し、誠実かつ丁寧に認定調査を行わなければならない。

- 3 受託事業者及び認定調査員は、委託業務上知り得た秘密又は個人情報を漏らしてはならない。その業務に従事しなくなった後又は委託契約が終了した後も、同様とする。

(再委託の禁止)

第12条 受託事業者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

(個人情報の保護)

第13条 受託事業者は、委託業務の実施に当たり取り扱う個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令及び市が定める個人情報の取扱いに関する規定を遵守し、適正に管理しなければならない。

- 2 受託事業者は、市から提供された資料及び委託業務により取得した個人情報を、委託業務の目的以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。
- 3 受託事業者は、市長の承認を得ることなく、市から提供された個人情報に係る資料を複写し、又は複製してはならない。
- 4 受託事業者は、委託業務が完了したとき又は市長から求められたときは、市から提供された資料その他個人情報を記録したものを、市長の指示に従い返還し、又は適切に廃棄しなければならない。

(事故等の報告)

第14条 受託事業者は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他委託業務の実施に関する事故が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、直ちに市長に報告し、その指示に従わなければならない。

- 2 受託事業者は、認定調査の実施中に調査対象者その他の者に損害を与える事故が発生したときは、速やかに市長に報告するとともに、必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第15条 受託事業者は、委託業務の実施状況、認定調査員及び委託料の請求その他委託業務に関し必要な記録を整備し、適切に保存しなければならない。

(報告及び指導)

第16条 市長は、委託業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、受託事業者に対し、委託業務の実施状況について報告を求め、必要な調査を行い、又は必要な指示をすることができる。

(契約の解除)

第17条 市長は、受託事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、委託契約の

全部又は一部を解除することができる。

- (1) この要綱又は委託契約に違反したとき。
- (2) 委託業務を適正に実施することができないと認められるとき。
- (3) 個人情報の不適切な取扱いその他委託業務を継続することが適当でないと認められる事由が生じたとき。
- (その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、認定調査業務の委託に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和8年10月1日から施行する。

別記様式（第10条関係）

（表面）

第 号	
障害支援区分認定調査員証	
氏 名	
所 属	
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで

上記の者は、有田市障害支援区分認定調査の委託に関する要綱第10条第1項の規定に基づき、障害支援区分の認定に係る調査を行う者であることを証明します。

年 月 日

有田市長 印

（裏面）

注意事項
1 この証は、障害支援区分認定調査を行う際に携行し、調査対象者その他の関係者から請求があったときは、これを提示してください。
2 この証を他人に貸与し、又は譲渡してはいけません。
3 認定調査員でなくなったとき又は有効期間が満了したときは、速やかに有田市へ返還してください。
4 この証を紛失し、又は破損したときは、速やかに有田市へ届け出てください。
有田市 福祉部 福祉課